

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第32回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成24年1月23日（月） 14:00～15:22

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、佐々木 かをり、関口 博正、辻 正次、東海 幹夫、
長田 三紀、宮本 勝浩

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）、安藤 英作（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、犬童 周作（事業政策課企画官）、木村 公彦（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、大村 真一（料金サービス課企画官）

日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

（1）答申事項

接続料規則の一部改正について【諮問第3035号】

（2）諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定）について【諮問第3036号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成24年度の加入光ファイバに係る接続料の改定（補正））について【諮問第3037号】

ウ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成24年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）について【諮問第3038号】

開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員8名中7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

本日の議題は、答申事項1件、諮問事項3件であります。

○根岸部会長　では、初めに、答申事項から審議いたします。

諮問第3035号「接続料規則の一部改正」について、審議したいと思います。

本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、平成23年11月29日開催のこの部会におきまして審議を行い、本年1月4日まで意見募集を行い、その後寄せられた意見を踏まえまして、接続委員会において調査・検討をいただきました。

本日は、接続委員会の主査の東海委員より、委員会での検討結果についてご報告いただきたいと思います。では、よろしく願いいたします。

○東海委員　それでは、接続料規則の一部改正につきまして、接続委員会における調査・検討の結果をご報告させていただきます。

部会長から今ご説明がございましたように、本件は、昨年11月29日に総務大臣より諮問を受けたものでございます。諮問の概要について簡単に申し上げたいと思います。お手元の資料32-1の8ページをご覧くださいと思います。ご案内のように、平成23年度から24年度までの2年間につきましては、平成22年9月28日に情報通信審議会から答申されました「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」を踏まえまして、第5次モデルを用いたLRIC方式を接続料算定に適用することとされているところでございます。ということは、すなわち平成23年度は既に実施いたしまして、今、ご審議いただくのは平成24年度分ということでございます。本件は、平成24年度分の入力値の更新及びそれに関連する関連規定の整備を行うため、接続料規則の一部を改正するものでございます。

この改正案につきましては、昨年11月30日から今年1月4日までの間、意見募集が行われまして、3件の意見が提出されております。これを受けて、1月16日に接続委員会を開催いたしまして、本改正案並びに関係者から提出されました意見につい

て検討を行いまして、接続委員会としての考え方の整理をさせていただいたところです。

結果を先に申し上げますと、32-1の1ページ、1枚表紙をおめくりいただいた1ページ、報告書に取りまとめておりますけれども、接続委員会といたしましては、報告書に記したとおり、本件、接続料規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められるとの報告をさせていただきたいと思っております。

なお、提出されました意見とその考え方につきましては、報告書の別添として、2ページから6ページに取りまとめてございます。

詳細につきましては、総務省からご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○根岸部会長 では、お願いいたします。

○大村料金サービス課企画官 資料の2ページ、「接続料規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方（案）」というところをご覧ください。

まず、省令改正の内容に関するご意見として、意見1、「平成24年度の接続料算定に用いる各入力値の更新については適当。」というご意見をいただいております。これに対する考え方の案は、右側でございますとおり、「本省令案に賛成のご意見として承る。」としております。

そのほか、関連のご意見として、幾つかのご意見をいただいております。まず、意見2ですが、「PSTNトラヒックの減少により接続料水準の上昇が想定されるため、平成25年度以降の接続料算定の検討に当たっては、PSTNからIP網への移行期における接続料算定の在り方について、プライシング面での考慮も含む抜本的な見直しを行うべき。」というものでございます。これに対する考え方の案ですが、「平成22年9月28日付情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」に示されたとおり、現行モデルを用いた算定方法の適用期間は、モデルを取り巻く環境変化等を踏まえ、平成23年度から平成24年度までの2年間とされているところである。そのため、平成25年度以降の接続料算定の在り方に関しては、情報通信答申にも示されたとおり、IP網への移行の進展状況等を踏まえつつ、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について必要に応じ、適時適切に検討を進めていくことが適当である。」としております。

続きまして、意見3でございます。「PSTNからIP網への移行期においては、二重設備の投資・維持コスト等が長期的に発生すると考えられ、また、PSTNトラヒッ

クの減少により、PSTNベースで改良を重ねた現行の算定モデルでは接続料が上昇傾向となるため、IP網をベースとしたLRICモデルを早期に構築し、平成25年度以降の接続料算定に導入すべき。」というものでございます。これに対する考え方案ですが、「現在、総務省において、長期増分費用モデル研究会を開催し、関係事業者からの提案を踏まえて、IP網をベースとしたLRICモデルの考え方も含め、平成25年度以降の接続料算定に適用可能なコスト算定モデルについての検討が行われているところである。今後、これらの検討結果も踏まえつつ、考え方2のとおり、平成25年度以降の接続料算定の在り方について、適時適切に検討を進めていくことが適当である。」としております。

続きまして、意見4でございます。「IPモデル構築までの期間においても暫定的な措置が必要であり、平成24年度の接続料算定についても現行モデルの入力値にIP電話のトラヒックを加える方式を適用すべき。」というものでございます。これに対する考え方案ですが、「情通審答申では、関係事業者からの提案を踏まえて、IP電話の需要を仮想的にPSTNの需要とみなし、これをPSTNの需要に加算することで接続料を算定する方式についても検討した上で、平成23年度及び平成24年度の接続料の算定方式としては、引き続きPSTNに係る通信量を前提とする長期増分費用方式を用いることとし、その原価の算定には、現行モデルを適用することが適当とされているところである。なお、平成25年度以降の接続料算定の在り方については、考え方2のとおり。」としております。

最後に、意見5でございます。「最新の入力値に関する透明性は向上しているが、非開示の情報等についても事業者側で適正性の検証が可能となるよう、例えば、事業者が守秘義務協定を締結した上で入力値の選定過程の議論に加わる等の対応が必要。」というものでございます。これに対する考え方案としまして、「情報通信答申に示されたとおり、総務省においては、通信量を除くその他の入力値について、必要に応じて毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることとすることが適当であるが、その際には引き続き、関係事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配慮する必要がある。なお、今回の入力値選定については、長期増分費用モデル研究会での検討及び策定された選定方針にのっとり実施しているため、透明性も確保され適切なものであると認められる。」としております。

意見及びその考え方（案）は以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞご意見なり、ご質問がございましたらお願いいたします。

○宮本委員　　よろしゅうございますか。

○根岸部会長　　はい、どうぞ。

○宮本委員　　感想と希望なのですけれども、最新の入力値を更新することは非常に結構だと思いますので、速やかにやっていただきたいということと、それから平成25年以降、ある程度中長期にわたって適用可能な算定モデル、特に接続料の上昇を抑えるようなモデルの構築を急いでいただきたい。そういう希望でございます。

以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。ご意見として頂戴いたします。

どうぞ、ほかにございましたら、よろしいですか。

それでは、諮問第3035号につきましては、お手元の答申（案）というのが7ページにございます。先ほど東海先生から報告していただいたものと同じでありますけれども、この（案）を取りまして、この内容で答申したいと思っております。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○根岸部会長　　ありがとうございます。

○根岸部会長　　それでは、次に参ります。次は諮問事項ということで、まず、諮問第3036号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、いわゆる実際費用方式に基づく、平成24年度の接続料等の改定につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　　それでは、資料32-2に基づきまして、実際費用方式に基づきます平成24年度の接続料等の改定につきましてご説明申し上げます。

資料をおめくりいただきまして、2ページをご覧ください。概要のところでございますが、専用線等の実際費用方式を適用する平成24年度の接続料及びその他手数料等の改定等を行うものでございます。

1ページをおめくりいただきます。主な変更内容でございます。まず、接続料についてでございますが、実績原価方式を適用する平成24年度の接続料につきましては、平成22年度の接続会計、回線数及び報酬率等に基づき改定しており、全体で前年度比0.5%の減少となっているところでございます。東が2.1%の増加、西が3.2%の減少

ということでございます。こちらは収入ベースの数字でございます。

調整額につきましては、その下※のところに書いてございますけれども、平成24年度の接続料の算定に当たりまして、平成22年度の実績に基づき接続料を算定した上で同年度接続料収入との乖離分について「調整額」として平成24年度接続料の原価に算入しているものでございます。本申請概要におきましては、特に注記がない場合は、調整額加算後の数値を記載しているところでございます。

その下の(2)の表が平成24年度の主な接続料と現行接続料との比較でございます。ドライカップにつきましては、平成23年度からNTT東西ともに上昇しております。この特損算入後という※5がございまして、また後ほど特損につきましてはご説明いたしますが、特損の費用を乗せた上で接続料が上昇しているということでございます。ラインシェアリングにつきましても東西ともに上昇しております。他方、中継ダークファイバにつきましては、接続料が東西ともに減少ということでございます。そのほか、メディアコンバータ、GE-PON、デジタルアクセスは表のとおりでございます。

続きまして、回線管理運営費の算定についてでございます。回線管理運営費につきましては、平成16年度から平成23年度までの再計算におきまして、接続機能ごとに接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況にあったことから、回線管理に係る原価を接続機能ごとに算出するのではなく、ラインシェアリングとそれ以外の接続機能において管理事務の内容が異なることを踏まえまして、全接続機能において発生する費用と、ラインシェアリングのみで発生する費用と、ラインシェアリング以外で発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、これらに基づいて回線管理運営費を設定していたところでございます。

この状況につきましては、平成24年度におきましても当てはまるということでございますので、同様の方法により算定するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求めるとの申請が本件申請とあわせ行われているところでございます。

その下の参考のところ、各接続機能別の単金を書いてございますけれども、ご覧いただきますとおり、光ファイバ、東121円、西234円。それ以外、ラインシェアリング、ドライカップ、PHS基地局回線は30円から50円程度ということでございますので、大きな開きがございます。これを平均化するというところで求めた単金はその上の表でございます。ラインシェアリング、NTT東50円、西55円。ドライカップ・光

ファイバ・PHS基地局回線、東51円、西60円ということでございます。

続きまして、公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の算定でございます。公衆電話機能の接続料原価につきましては、当該機能に係るNTSコストを段階的に加算することが可能とされているところでございます。

他方、当該NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路費用につきましては、加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入が可能とされているため、それ以外のNTSコストを公衆電話機能の接続料原価に加算して算出しているところでございます。

具体的な接続料でございますけれども、平成23年度接続料、まず、NTT西を先にご覧いただければと思いますが、公衆電話発信機能、デジタル公衆電話発信機能、いずれも上昇いたしております。他方、NTT東日本のところについて申しますと、公衆電話発信機能、デジタル公衆電話発信機能、いずれも低下をしているところでございます。この点につきましては、※2の注をご覧いただければと思いますが、東日本大震災の発生時における公衆電話の無料化によりトラヒックが急激に増加をしたということから、平成24年度の公衆電話機能の接続料は低下いたしております。調整額の適用によりまして、後年度において接続料が上昇する可能性があるということにつきましては留意が必要かと存じます。

続きまして、貸倒率の改定でございます。接続料債務の不履行リスクの扱いのうち、管理部門において発生した貸倒損失の扱いにつきましては、平成18年度接続会計以降、接続料原価の一部に算入することとされておまして、算定方法は下のとおりでございます。平成24年度接続料につきましては、平成22年度に貸倒実績が発生しなかったということですので、貸倒損失算入後の接続料原価は貸倒損失算入前の原価と同額となります。

続きまして、災害特別損失の扱いでございます。本件申請につきましては、接続料の算定に当たり、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものにつきまして、平成23年度第2四半期で計上した当該費用に係る見積差額を減算した上で、これを算入した原価が用いられております。当該措置につきましては、接続料規則に規定がございませんので、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請とあわせて行われているところでございます。

なお、これらの費用の算入とそれを前提とした接続料の額の適否の判断につきまして

は、昨年3月29日答申におきまして、「3月11日以降の東北地方太平洋沖地震への対応を受け、ドライカップ接続料などレガシー系接続料に係るコストが変動することについては、一定の留意が必要である」との見解が示されているところでございます。

この許可を求める申請におきまして、NTT東西から示された理由が下のところに書いてございます。「今回の災害特別損失は、被災した第一種指定電気通信設備の除却損、撤去費用、応急復旧・現状復旧及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用が大半であり、当該費用は第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用と同一のものである。したがって、接続料の算定に当たっては、平成23年度第2四半期で計上した当該費用に係る見積もり差額を減算した上で、当該費用を原価に含めることにより、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映することとなり、もって接続料の適正な算定に資することが可能となるため」という理由が示されているところでございます。

具体的な接続料原価への影響額でございますが、その下でございます。NTT東日本における、災害特別損失の具体的な金額及び接続料原価への影響につきましては、平成22年度決算に計上された災害特別損失、総額約191億円でございます。これから電気通信事業に関わらないものを除きまして、約175億円となりまして、そのうち第一種指定電気通信設備管理部門に係るものということで約148億円となります。さらに、そのうち平成23年度第2四半期決算に特別利益として計上した見積もり差額を除いたもの、この約104億円が被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものといたしまして接続料原価に含まれているものでございます。

その次、参考でございます。各機能の主な接続料、8ページまでございますけれども、こちらにつきましては、現在、接続料が設定されている各機能の具体的接続料水準を取りまとめたものでございますが、説明は省略させていただきます。

9ページでございます。工事費・手数料及びコロケーション料金等でございます。工事費・手数料の算定に用いられる作業単金の改定でございますが、こちらは東西いずれも低廉化しております。(2)の光屋内配線に係る工事費の改定につきましても、同様に双方とも低廉化が図られております。管路・とう道等の料金の改定につきましては、管路・とう道については、ともに上昇している一方、土地については減少ということでございます。電柱使用料の改定につきましては表のとおりでございます。

続きまして、個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定でございます。網改造料算定のベースとなります取得固定資産価額の算定に係る比率につきまし

ては、以下の表にあるとおりでございます。また、網改造料の算定の際に用いられます設備管理運営費比率につきましては、類似のアンバンドル機能における設備管理運営費比率を用いることとされているところでございます。表のとおりでございます。（３）でございますが、コロケーション利用契約におきます電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率につきましては、その表のとおりでございます。

続きまして、審査結果でございますけれども、11ページをご覧くださいいただけます。こちら審査基準、2、5、6、8、並びに17、18につきましては「適」ということとしております。他方、16番目でございますが、算定された原価に照らし、公正妥当なものであることという点につきましては、災害特別損失の扱いにつきまして、意見招請結果等も踏まえて判断することが適当であるということで一部保留にいたしております。

最後に、一番下の資料になりますけれども、参考資料で「接続料と利用者料金との関係について」という資料をご覧くださいいただけます。接続料の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金との関係に関する検証（スタックテスト）を行っているところでございます。具体的には、大ぐくりの区分ごとに接続料と利用者料金との関係をNTT東西が検証・公表するとともに、優先順位の高いサービスにつきましては、行政当局が、接続料を認可する際、サービスメニューごとに妥当性を検証し、審議会に報告するという運営になっているところでございます。

平成19年7月に「接続料と利用者料金の関係の検証の運用に関するガイドライン」を策定したところでございまして、具体的な検証方法につきましては、次のページをご覧くださいいただけます。総務省が実施するスタックテストということで、検証方法は、営業費はサービスメニューごとに均等に生じるものではないことから、営業費相当分と営業費の基準値、これは利用者料金収入の20%でございますが、それとの関係の検証は、サービスブランドを単位として実施すると。

他方、サービスメニューごとにつきましては、利用者料金が接続料を上回っているかどうかについて検証を行うということとしております。今回の検証におきましては、ガイドラインに基づきまして、Bフレッツ及びフレッツ・ADSLについて検証を行っております。検証結果はいずれも、サービスブランド、サービスメニュー、ともにスタックテストの要件は満たしていると認められるものでございます。

検証結果に対する総務省の考え方といたしましては、Bフレッツ、フレッツ・ADS

L、いずれもすべてのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料等を上回っており、かつ、営業費相当分は基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められないという結果になっております。

説明は以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。辻委員。

○辻委員　1点、震災に関する特損とトラヒックの関係についてお聞きします。コストの方は特損分を引いて計算されておられますが、トラヒックについては、5ページの上の※の2つで、無料化によりトラヒックが急激に増加したというのが、それをそのまま入れておられて、接続料が下がるということになっているわけですね。NTT 西日本は上昇していますが、これもコストと同じように震災で緊急避難というのか、一時的な上昇ということであれば、これを除いて調整していくということも考えられます。しかし、ここはあくまで実際費用ですから、トラヒックも実際にそれだけあったということで、調整をされていないということでしょうか。お聞かせ下さい。

○根岸部会長　はい。お願いいたします。

○二宮料金サービス課長　先生ご指摘のとおり、費用並びに固定資産につきましては、特別損失並びに第2四半期までの特別利益の数字に基づいて補正をしておりますけれども、トラヒックにつきましては、まさにご指摘のとおり、ヒストリカルな接続料ということでございますので、トラヒック自体は特段変更をいたしておりません。実際問題どういうトラヒックが震災に直接影響を受けて変化があったものなのかどうかという詳細な検討というのはなかなか難しゅうございますので、ヒストリカルな接続料の取り扱いにおいては、トラヒックに関しては特段補正をいたしておりません。

○辻委員　わかりました。

○根岸部会長　東海委員、お願いします。

○東海委員　2つのことをちょっと伺いながら、また確認をしたいのですが、今、辻先生がご指摘になられた災害の関係のコストというのか、あるいは損失というのか、会計学的にはいろいろ区別しなければいけないのですけれども、これは最終的には、今回、平成24年度の特損で計上されたものをプラスして接続料がアップしたという結果になっているんですね。

- 二宮料金サービス課長　ご説明申し上げます。具体的にフローも含めましてご説明したほうがよろしいかと思っておりますので、バルキーファイル、大変恐縮でございます。細かくて見づらいと思うのですが、バルキーファイルのブルーの耳の2番目の網使用料算定根拠という資料がございます。
- 根岸部会長　すみません、これのどこですか。
- 二宮料金サービス課長　網使用料算定根拠。2番目の耳の190ページをご覧くださいければと思います。
- 根岸部会長　はい。190ページ。
- 二宮料金サービス課長　190ページです。よろしいでしょうか。こちら参考1となっておりますけれども、この数字が設備区別の費用明細表ということで、災害特別損失の影響を含めた最終的な今回の設備区別の費用明細表となります。これの次の参考1の別表1をご覧くださいければと思いますが、先ほどの最終的な数字を出すに当たりまして、まず、災害特別損失を含まない接続会計ベースのデータ、数字がございます。これに、その次のページ、192ページでございますけれども、災害特別損失、これは平成22年度末の災害特別損失の額でございますけれども、これを加えます。加えた上で、その次の193ページでございますけれども、平成23年度第2四半期決算において計上した災害特別損失に係る見積もり差額、これを減ずるという操作をいたします。したがって、平成22年度末の特別損失で見積もり過ぎてしまっていたものについて、第2四半期まででわかっている金額を接続料原価を算定するために戻しているという操作をいたしております。
- 東海委員　1つのこと、当該年度の実際原価、実際費用は、実績は今年の方はわからないのですよね、結果的にはまだ。けれども、実は災害が起こっているという実態があると。ですけれども、乖離額調整をしなければならないという過去の部分については、今ご説明のような調整をしていかなければならないという実態があると。私がお聞きしたことは、乖離額調整ではなくて、今期の、今これから審議しようとするところの24年度接続料、過去の年度の乖離額調整ではなくて、24年度接続料には災害関連損失は見積もりで算入されているのですよねという質問です。あるいは見積もりではなく、実績かもしれません。
- 二宮料金サービス課長　24年度のヒストリカルの接続料でございますので、基本的に2年前の平成22年度の会計データに基づき算定するということが原則でございます。

したがいまして、今の東海先生のご質問からすれば、22年度時点で発生した特別損失、22年度分に合理的に見積もられている、以降発生するであろう費用につきましては含まれているということだろうと思います。

○東海委員　難しいのは、これ、実は会計の処理の問題との絡みがあるわけですね。つまり、会計学では経常的に発生するものについては、当然のことながら営業費用という形でもって接続会計の中に算入されてくるわけですね。ところが、当該年度で発生した災害等の損失については、恐らく会計士監査のほうのご指摘もあったかもしれませんが、当該年度の特別損失、つまり、何と言ったらいい、辻さん、どういうふうに言ったらいいでしょうか。で計算しなければいけないことになるわけですね、結果的には。

そうすると、その分についての処理をどうするかということについて、実は接続料規則には適切な文言がないのではなかったかなと思っています。ですから、さっき適・不適の判断をしたとき、一部保留のところはそれに該当するわけですが、今後、このことについて、今回たまたま非常に大震災でございましたので、かなり会計処理上の問題もクローズアップされてきたけれども、嫌な話ですけれども、東海とか南海も近いというような話もあったりするし、災害問題に対処するところの接続料という問題に対して、どうこれをやるかということについての未解決問題があるのではないかと私は今お聞きして思うのです。それならば、この際、しっかりとした考え方を、今回の24年度だけの問題ではなくて、問題提起して審議会の問題としていかなければならないのかなという理解をいたしました。今の考え方はどうですか。あまり適当でないですか。

○二宮料金サービス課長　まず、少し先ほど説明が足りなかったかもしれないので、若干補足をさせていただきますと、今回のこの取り扱いにつきましては、いわゆる企業会計の整理ということではなく、接続料原価を算定するための接続料の世界の取り扱いをどうするかということで、接続料規則に現時点で記載されていない取り扱いにつきまして、3条許可申請という形で、先ほど申し上げたプロセスでコストが算定されているということだと思います。先生ご指摘の、こういった特別な震災のときにどういう取り扱いをやるべきなのかということについて議論すべきということにつきましては、この後、パブリックコメントを経た上で、接続委員会でのご議論ということだろうと思いますけれども、従来の災害等の扱い、災害のときに発生しました費用の扱いとの整合性と

いうこともあわせて視野に入れる必要があるのではないかと考えておまして、今回は、ある意味非常に大きな、100年ないし1000年に1回発生する大規模な災害であり、かつ、それが年度末3月11日に発生したという事情がございます。従来の災害の費用につきましては、必ずしも特別損失を立てないで、営業費用で処理をして接続料原価に含めているという実態があるわけがございますので、その点等も踏まえまして、またご議論をいただければと思います。

○東海委員 第1点は、そのことは今後恐らく課題になってくるだろうなということの私の感覚、コメントでございますが、もう1点は、実際費用方式に基づくと、3ページの一番上でございますように、各年度の実績というのは厳密にはわからないで、振り返ってみて、もう1回やり直すという乖離額調整が出てくるのは、これはやむを得ない。実際費用方式、ヒストリカルですからしよがないと思うのですけれども。その際、注意しなければならないのは、当該年度のコストの低減がどうであったかとか、当該年度のトラヒックがどうであったかというトレンドが過去の分との調整と混在してしまうという危険性があると思うのです。トレンドを見る時です。

したがって、今後しっかりと、現実的に例えば22、23、24と動いてくる。今環境変化は非常に厳しいですから、こういう中でのトレンドを他の、ここの中でということだけではなくて、他のしっかりとした分離する分析をしていただいてやっていただくような方向も今後やらなければいけないのかなということを感じたところですが、このあたりは接続委員会等でも議論させていただこうかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○根岸部会長 今のはご意見ということでよろしいんですか。

○東海委員 はい、結構です。

○根岸部会長 ほかにどうぞ。関口委員。

○関口委員 東海委員のご指摘は2つ、大きく内容的には分かれていて、1つは財務諸表の表示区分と、それから接続料算定上の原価性の認定との問題が1つあると思うんですね。それからもう1点は、乖離額調整との絡みで、平成24年度の接続料算定の乖離の部分がどう調整されるべきかという部分。そこはただ、26年度に乖離額調整が出てくる話になって、実績の収入を見てみないとわからないというところがあるんですね。

第1点のほうのところに戻りますと、今回の災害については、今、課長からも話があったように、3月11日という3月末までの会計期間のうちの20日を切っているタイ

ミングで震災が起きました。今回の災害については、会計士協会からも意見書が出て、特別損失扱いにするということだったのですが、実は阪神のときには特別損失扱いにしていなかったのです。それは時間的なタイミングの差があると思うので、表示上特別損失扱いにしたということで、全上場会社が処理を行っているわけです。NTTについてもそういうふうに行っているということだったのだけれども、ただ、接続料算定上の概念からすると、これが非原価項目として扱われるべきかどうかというところに焦点が絞られてくると思っているんですね。この点では、今回の判断に従うことが私はいい思っていて、このような災害があっても、サービス提供を放棄するわけにいかないわけですから、必要なコストとして、これは把握していいのではないかと。

そうなってくると、今度は、特別損失に計上していたものを読みかえして営業原価のほうに組みかえていかなければいけないという作業が必要になって、それが今回の申請になっているということなのですね。ですから、そもそもの判断として、このような大事故が起きたときの提供するサービスの原価として、これをどこまで把握するかということが望まれるかということについては、過去のトレンドと平均化しなければいけないという考え方が1つあるとは思うのですが、今回の判断は、今回の費用については、サービス提供上、不可欠なものだというふうに認定をして戻してあげるという処理をするという理屈にかなっているというふうに思っているのです。

そうすると、ここの処理については、24年度の原価算定上、ここを加算することで通常の計算と計算システム上は同列のものになるという意味で、乖離額調整とはちょっと離れた、本来の筋論の範囲内での議論でやってきているのではないかとというふうに私は理解しています。今回もっとややこしいのは、年度をまたいで特別損失として除却してしまった資産の中に生き残っているものがあつたようでありまして、それが平成23年に特別利益でもう1回計上し直しているのです。ですから、一度あきらめていたものが、あきらめてと言っても、この20日のうちに処理したわけですから、かなり大胆にやってしまったのでしょけれども、実際に現地入りしてみて、多分復旧可能なものとか、生き残っていたものとかという資産がある部分残っていて、それが総額191億円あつたということですので、そこの部分の接続料原価に対する104億円、ここは諸調整した結果だと思いますが、そこについては戻してあげるという処理をして、だから逆仕訳のイメージ、年度をまたいだ逆仕訳をするという形で戻して、そして資産再計上みたいなイメージで算定し直すというふうに私は理解したのですが。

○根岸部会長　　どうぞ。

○東海委員　　3つ目の問題は別な問題、ちょっと特別な問題ですね。年度末に近かったし、事実とちょっと違う措置がなされてしまった。その話と、最初の2つのご説明は、まさに関口委員のご専門でいらして、的確なご説明だったと思いますけれども、ただ、前段で会計処理の判断が先行しているということで、こういうことをやらなければならないという考え方がいいのかどうかということを私は申し上げただけで、例えば、おっしゃったとおり、神戸やその他のときに、あるいはもうちょっと小さいときには我々の目に見えないで入っているということになるわけですね。それがいいのかね。あるいは何かこういった災害、地震だけではないと思うのですけれども、全国これから何がどう起こるか分からないことについて、接続料がアップした要因というものが、ある程度重要性があるものについてはそれなりの、我々に対しても透明性を高めていくというような、我々というか、利用者という意味ですね。事業者も含めてですけど。そういう何か仕組みがないと、たまたま特別損失に会計処理上なったものだけがクローズアップされてくるということにならざるを得ないということ、これはどうかなということの問題提起であって、今後、考えていこうじゃないかということだけなのですけど。

○根岸部会長　　ありがとうございます。どうぞ。

○関口委員　　今、東海先生がおっしゃったように、このことは結構重い問題なのですよね。接続料規則上は基本的には特別損失に入れたものは原価外だと。非原価項目で接続料原価に算入しないという判断なのです。ですから、今回、3条許可という特別な判断が入ったということなのだけ。これを、毎回毎回3条認可を必要とするかどうかを含めて、今後の宿題としては検討事項として入れていいのだろうかというふうに私も理解しています。

○根岸部会長　　わかりました。どうぞ、ほかにございませんでしょうか。では、よろしいですか。

○佐々木委員　　質問していいですか。

○根岸部会長　　どうぞ。

○佐々木委員　　すみません、委員なのに専門でないというふうに申し上げるのがよいかどうかわかりませんが、特損を含めて、災害が起きたことに対していろいろと計上した結果、それが接続料に反映されるという考え方というのが、どういうふうに処理をしていくか、どう考えるかという話ですけれども、利用者の立場で少し考えてみると、過去

に起きたものの処理の仕方によって接続料が上がるということに対しては、あまり納得がいけないという部分もあり、しかしながら、通信というものが災害のときにこそ、大変重要な役割を果たすということで、今まで想像しなかったものを想像して、少し将来のコストを見込んでの接続料の算出の仕方、今回の震災とは直接関係ないかもしれませんが、というものをもう少し見込んでいって、今までと全く違う自然災害が起きたとき、想像しなかったものが起きたときにも耐え得るようにこれから準備していくとすると、どのぐらいのコストがかかるので、それも踏まえて、過去だけの精算の仕方だけではなくて、将来のコストを見込んだものというのが接続料に反映されてくると、逆に値が上がっても受け入れられると思うのですね。過去のものだけではなくて。

○根岸部会長　　どうぞ。先生方、お願いします。東海委員。

○東海委員　　非常に大事な考え方だと思っております。だから、今回の場合には実績原価方式、ヒストリカルですから、現実のコスト値カットということ、あるいはロス値カットという考え方しかないのですけれども、LRICはどうするかという話になってくるでしょうね。そうなってきたときに、今後、今おっしゃったとおりのリスクマネジメントみたいなコスト、コンティンジェンシーに対するコストとか、いろいろな考え方が新しく出てくるはずですよ。私の問題提起というのは、実はそういうところも踏まえて、会計処理に依存したものでどうこう、入れるようになるのだとかということじゃなくて、接続料として事業者が何をどう負担するかということに対する理屈は、実績だ、長期増分だとかという、フォワード・ルッキングだとか、そういう考え方の区別だけではないものが、新しく問題提起されているよということを今おっしゃったというふうに、まさにそのような意味も私も含めていると。

○根岸部会長　　ありがとうございます。もしよろしければ、関口委員。

○関口委員　　難しいですね。趣旨は十分に私も理解しておりますし、それからそういった手当てについて、可能であれば、あらかじめしておくということにこしたことはないと思います。ただ、実際にこれを制度の中に組み込んでいけるかどうかと考えると、災害の発生の確率の予測って非常に難しいし、それからそれを事前に予測して積みば積むほど、今度はそのお金がたまるんです。たまったお金はだれがどう管理するかというのは、逆に大きな問題だし、そんないつ発生するかもわからないものを上乗せして、高いお金を現世代の人たちが通信料として払うことがいいのかどうかという価値判断にも入ってくるのですよね。だからそこは少し慎重に、現実には慎重にならざるを得ないかなと

いうふうに思っていますけど、趣旨はよく理解しています。

○佐々木委員　お金を積み上げるということではなく、例えば設備投資とか、さまざまな部分に、経営上、経営者として考えたときには、過去これだけ損失があったので、それを取り戻すために、こういう会計の規則にのっとって接続料をアップしますということの申請を繰り返すことではなく、それから学んだことを、将来を予測するという、もちろん危機管理というのは最大にやり過ぎても、それは幾らお金があっても足りませんが、ある程度、今回の学習からこういう設備にしていっていい。あるいはこういう技術開発や研究をしていくことによって危機が逃れられるのではないかということの、要するに投資ですよ。そういう危機管理と技術の開発に対する投資という、今までの成長路線とは違う研究投資のようなものが加味されて接続料に反映させるのであれば、私個人は接続料が上がるということに対して納得がいくけれども、特別損失、納得がいくかどうかという話ではないとは思いますが、しかしながら、常に過去の出来事において、決算上うまくいかなかったところを接続料に反映するというような考え方になってくると、それは経営者としては甘いのではないのですかということになるので、少し違う考え方も導入されるのがよいのではないかなという思いです。

○関口委員　ちょっと私が誤解していた。私は、佐々木委員のご発言で想定していたのは、引当金だとか、基金でお金を積んでおくというイメージがあったのですが、今のご意見を伺っていると、そうじゃなくて、現時点で考えられる必要な補強設備の投資だとか、そういうところだったということの内容であって、そこについては、大震災の後で電源を賄うために電力と通信とで原油の取り合いをしたみたいのところも現実にあったようだし、バックアップ電源の補強だとか、そこは現状で経営判断の中で今後、今まで足りなかったと思われる投資というのは、多分これからも積極的に打っていかれると思うのです。そこについては、ごく自然にというか、電気通信設備に対する投資が償却で反映したりして接続料原価に反映してくるという形で、システム上、現状でも十分反映するようになっているので、そこはご指摘のとおりのお話が淡々と入ってくるというふうに理解してよろしいのだと思います。

○根岸部会長　ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、この議事規則の規定に従いまして、この諮問された内容を本日报道発表するほか、広く意見の募集を行うということで、意見招請は規定どお

り2回実施することといたしまして、平成23年度中に議論を深めることが各接続事業者等の利益につながるということですので、1回目の招請期間は2月15日まで。提出された意見を踏まえまして、2回目の意見招請を行いましてから、接続委員会において調査・検討をいただくと。その上で、最終的にこの部会で答申をまとめると。こういうふうにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○根岸部会長　ありがとうございます。では、そのように決定したいと思います。ありがとうございました。

○根岸部会長　それでは、次に、諮問第3037号、NTT東西の同じく第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可ですが、これは平成24年度の加入光ファイバに係る接続料の改定、補正に係る部分ですけれども、これについて総務省のほうから説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　それでは、資料32-3に基づきまして、ご説明申し上げます。資料をおめくりいただきまして、2ページをご覧ください。申請概要のところでございます。平成24年度の光信号端末回線伝送機能等の接続料を設定(補正)するため、接続約款の変更を行うものでございます。

主な変更内容は次のページでございます。平成23年度以降の加入光ファイバ接続料の概要でございます。加入光ファイバにつきましては、超高速ブロードバンドの普及促進に向け、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、その接続料算定に当たっては、平成23年度から平成25年度までの3年間について、各年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いております。光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)及び光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)に係る現行の平成23年度以降の接続料は、下の表のとおりでございます。

乖離額調整でございます。接続料規則におきまして、将来原価方式における乖離額は0と規定されており、現行制度上、乖離額調整制度は原則として認められておりません。しかしながら、前回接続料算定期間(平成20年度～22年度)における加入光ファイバ接続料におきましては、情通審答申を踏まえまして、NTT東西から補正申請がなされたことを受けまして、当該算定期間分に限り乖離額調整を行うことが特例的に認められております。このため、現行の平成23年度以降の加入光ファイバ接続料につきましては、当該算定期間において生じた乖離額について調整した上で、認可が行われている

ところでございます。

当該算定期間に発生した乖離額につきましては、「予測費用と実績接続料収入の差額」とすることとされておりました。しかし、当該算定期間における実績費用は、予測費用を大幅に下回っていたことから、適正なコスト回収を図るという観点から調整方法を一部変更いたしまして、「実績費用と実績収入の差額」を乖離額として次期接続料の原価に算入することとされたものでございます。

この際、平成22年度における実績費用と実績収入につきましては、同年度の上半期の実績値から下半期を予測した見込額により計算されておりますので、本件申請は、改めて平成22年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、当初の見込額との差分について、平成24年度に適用される接続料原価に算入することによりまして、平成24年度接続料を設定するものでございます。

これは下の表にございますけれども、平成20年度から22年度、横長く「乖離額」という箱がございます。その下のところに平成22年度の乖離額については一部見込額とございます。この一部見込額の部分につきまして、改めて実績で評価をした結果、乖離額が生じたものを平成24年度の接続料に乗せると。今回の補正申請をしてきているということでございます。

なお、現行の平成23年度以降の加入光ファイバ接続料においても乖離額調整制度が規定されております。これは、各年度における「実績費用と実績収入の差額」につきまして、翌々年度以降の接続料原価に算入することを内容とするものであり、各年度における接続料収支の実績値が判明するたび、速やかに調整を行うものとされております。これは上の表でいいますと、緑の点線下の部分のプロセスでございます。今回の申請ではなく、これ以降の話を記載しているものでございます。

次のページでございます。災害特損の扱いでございます。本件申請につきましては、平成24年度に適用される接続料の算定に必要となる平成22年度における実績費用の算定に当たりまして、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて、平成23年度第2四半期で計上した当該費用に係る見積差額を減算した上で、これを算入した費用が用いられております。当該措置につきましては、接続料規則に規定がないため、許可が申請されているところでございます。プロセスにつきましては、先ほどヒストリカルのところでも申し上げたとおりでございます。

補正申請の接続料の概要でございます。本件申請は、改めて平成22年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、当初の見込額との差分について、平成24年度適用接続料の原価に算入することにより、平成24年度接続料を設定するものでございます。具体的な接続料は以下の表のとおりでございます。シングルスター、シェアドアクセス、NTT東西、いずれも24年度分補正申請が当初認可している数字よりは低廉化しているところでございます。

光信号端末回線伝送機能（シングルスター方式）に係る接続料でございます。平成22年度において生じた乖離額の調整でございますが、平成22年度における実績費用と実績収入につきましては、同年度の上半期の実績値から下半期を予測した見込額により計算されていたため、今般の補正申請におきましては、改めて平成22年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、あらかじめ算入されている当初の見込額との差額について算定する。具体的な乖離額は次のページ上でございます。NTT東の場合、乖離額58億円、NTT西日本の場合、乖離額61億円というものでございます。

シングルスター方式に係る接続料につきましては、今申し上げた乖離額のうち、光ファイバ及びFTMに係る乖離額を加算して算定されることとなります。これは平成24年度における稼働芯線見込み数で除することによりまして算出される1芯当たりの乖離額は下の表のとおりでございます。NTT東日本165円、NTT西日本121円ということでございます。

接続料の算定でございますが、1芯当たり乖離額を算入した光信号端末回線伝送機能の接続料は以下のとおりということで、今申し上げた1芯当たりの乖離額を含めて計算するプロセスが記載されているところでございます。

3. 光信号主端末回線伝送機能（シェアドアクセス方式）に係る接続料でございます。こちらにつきましては、先ほどの乖離額のうち、光ファイバの主回線（局舎から局外スプリッタまでの区間）部分及びFTMに係る乖離額のみを加算して算定することとなります。これを平成24年度における稼働芯線見込み数で除すということで、結果が下の表のとおりでございます。NTT東日本が146円、NTT西日本が194円ということでございます。以上、接続料として取りまとめたものが次のページ上のとおりでございます。

なお、※3でございますが、局外スプリッタの接続料につきましては、実績原価方式にて毎年更新されるものでございます。したがって、23年度以降の接続料に含ま

れる局外スプリッタは23年度でございますが、申請接続料に含まれるスプリッタは平成24年度のものでございます。

続きまして、光信号分岐端末回線に係る加算料についてでございます。シェアドアクセス方式では上記の接続料に加えまして、局外スプリッタから加入者宅までの光信号分岐端末回線の利用に係る加算料が必要となります。

なお、今年度からNTT東西の屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用する場合の料金（1）と、NTT東西の屋内配線と一体とせず、東西または接続事業者設置のキャビネットに收容された光信号分岐端末回線を利用する場合、この2通りの料金が設定されているところでございます。料金の具体的数字は次のページの表のとおりでございます。

続きまして、参考でございますけれども、乖離額調整に係る検証ということでご説明申し上げます。（1）前回接続料算定期間における乖離額に係る調整についてでございます。前回接続料算定期間における加入光ファイバ接続料においては、情報通信審議会の答申を踏まえ、NTT東西から補正申請がなされたことを受け、当該算定期間分限り乖離額調整を行うことが特例的に認められております。

今般、平成22年度の接続料収支の実績値が判明したため、乖離額調整の調整方法の妥当性の観点から、改めて当該算定期間における乖離額に係る調整について検証を行うこととするものでございます。

当該算定期間における加入光ファイバ接続料におきましては、算定期間中に生じた乖離額を次期接続料等において調整することとされ、また、その調整額は、「予測費用と実績収入の差額」とされておりました。しかしながら、当該算定期間における実績費用は、予測費用を大幅に下回っていたということから、適正なコスト回収を図るという観点から調整方法を一部変更いたしまして、「実績費用と実績収入の差額」を乖離額として接続料原価に算入するということとされております。平成22年度の接続料収支の実績値を踏まえた、これら双方の乖離額は下の表のとおりでございます。

平成22年度の接続料収支の実績値を踏まえた前回接続料算定期間における加入光ファイバコストの推移は以下のとおりでございます。3年間の総額で見た場合に、NTT東西ともに実績費用が予測費用を下回っているという状況でございます。

しかしながら、稼働芯線数につきましても、実績芯線数が予測芯線数を次のページの表のように下回っているということでございますので、当該芯線数の減少に応じたコス

ト削減がなされているかという点にも着目する必要があるということでございます。

この点、現行の平成23年度以降の接続料の認可に当たりまして、認可条件として、コスト削減インセンティブを確保する必要性から、需要の減少が生ずる場合には、それに応じたコスト削減の取り組みについて、平成24年度接続料に係る乖離額の補正申請時までに総務省に報告することとされております。NTT西日本におきましては、平成22年度末時点の実績芯線数が平成23年度以降の接続料の算定に用いた予測芯線数を下回っているということがございますので、今般の申請に合わせまして、故障修理等の業務効率化や無派遣工事の推進等によるコスト削減を進めている旨の報告が行われているところでございます。

続きまして、現行の接続料算定期間（平成23年度～25年度）における乖離額に係る調整についてでございます。現行の平成23年度以降の接続料に係る乖離額調整制度においては、平成23年度から平成25年度の各年度における接続料収支の実績値が判明するたびに、速やかに調整を行うこととされており、その調整額は、各年度における実績費用と実績収入の差額とされております。

当該乖離額調整制度については、現行接続料に係るNTT東西からの当初申請案において恒久的な制度として位置づけられておりましたところ、審議会答申におきまして、乖離額調整に係る規定の修正を行うこと、恒常的な制度として接続約款の本則に位置づけるのではなく、特例として附則に規定することとされたことを受けまして、NTT東西から補正申請がなされ、これを認可したものでございます。

当該乖離額調整制度を含む、現行の平成23年度以降の接続料の認可に当たりましては、認可条件として、平成23年度から平成25年度までの半期ごとの状況について各期間経過後2カ月以内に総務省に報告することとされております。

平成22年度末時点では、NTT西日本において実績芯線数が予測芯線数を下回っているものの、その乖離は、NTT東日本で約0.2%、西で約0.9%でございます。また、直近の平成23年度9月末時点では、NTT東日本において予測芯線数を下回っておりますが、その乖離はNTT東日本で約0.5%、西で約2.1%というふうになっております。現時点におきましては、おおむね需要予測に沿った形で実際の需要が伸びているというふうに考えられます。

なお、平成23年度以降の接続料収支の実績値が判明した際には、引き続き乖離額に係る調整につきまして、検証を行うことが適当というふうに書かせていただいております。

審査の結果、13ページでございますが、こちらにつきましては、項目2、18につきまして「適」としておりますけれども、16番目でございますが、乖離額調整制度については認めることが適当としておりますけれども、ただし、災害特別損失の扱いについては意見招請結果等を踏まえて判断することが適当であるということで一部保留をしているところでございます。

最後に、一番後ろの資料でございます。スタックテストについてご説明申し上げます。今回申請のありました将来原価方式により算定された平成24年度の加入光ファイバに係る接続に関しましては、総務省が実施するスタックテストといたしまして、Bフレッツとフレッツ光ネクストを行うことといたしますけれども、その検証結果につきましては、Bフレッツにつきましては、先ほど申し上げた実際費用方式に基づく接続料の改定のほうで、フレッツ光ネクストにつきましては、この後ご説明申し上げますNGNに係る接続料の改定において記載をいたしておりますけれども、いずれも接続料が不適正であるとは認められないとしているところでございます。

説明は以上でございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞご意見、ご質問がございましたらお願いします。どうぞ。

○辻委員 6ページの平成22年度における実績費用と実績収入の差額のところで、※2です。特損が16億円と書いていますけれども、これの影響という分析は他の箇所では出てこないのですが、これは実績費用の0.01%ぐらいだから無視できるので、特段今回は特損については一切触れておられないということによろしいわけですか。

○二宮料金サービス課長 この特別損失の算定の過程につきましては、同じように資料の中で、算定根拠の中に先ほどの表のようなものが挿入されておまして、そのプロセスはご覧をいただけるということになってございます。

○辻委員 お聞きしたかったのは、これの結果、なかった場合のシングルスターとか、シェアドアクセスで接続料がどのくらい上がるかとかいうような数字です。それは小さいからほとんど影響ないということで理解してよろしいですね。赤で補正された数字が書かれていますね。以下、6ページでしたら、一番下の表のところに（補正申請）平成24年度3,403円で、▲791円とありますね。それは結果的に上の58億円とか61億円というものの影響だけですね。そういうことですね。

○二宮料金サービス課長　　そうです。この資料には載せていないのですが、手元で計算いたしますと、特別損失を算入しなかった場合の乖離額調整後の接続料水準については、NTT東が戸建て向け1芯接続料が2,969円でございます。また、シングルスターですね、マンション向けの1芯接続料で3,356円ということになります。

○根岸部会長　　辻先生、それでよろしいですか。

○辻委員　　はい。

○根岸部会長　　では、ほかに。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本件につきましても、議事規則に従いまして、諮問された内容を報道発表するほか、意見募集を行うことといたします。本件につきましても、規定どおり2回実施することといたしまして、1回目の意見招請期間は平成24年2月15日まで。提出された意見を踏まえまして、2回目の意見招請を行ってから、また接続委員会で調査・検討をお願いしたいと思います。その後にこの部会で答申をまとめたいと考えております。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○根岸部会長　　ありがとうございます。

○根岸部会長　　それでは、次の諮問第3038号、いわゆる平成24年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　　それでは、資料32-4に基づきまして、平成24年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定につきまして、ご説明申し上げます。

資料をおめくりいただきまして、2ページをご覧くださいと思います。NTT東西のNGN (Next Generation Network) につきましては、平成20年3月末から商用サービスが開始されているところ、同年3月の審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」等を踏まえまして、以下の4機能に係る接続料を定めているものでございます。具体的には、收容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続機能、イーサネット接続機能でございます。それぞれについての変更でございます。

ページをおめくりいただきまして、今申し上げた3つの機能についての接続料でございます。NGNは、サービス開始から日が浅く今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、NGNの平成24年度接続料につきましては、将来原価方式にて算定することとしている。また、NGNの需要については、今後の新サービスの登場等によりトラフィックが大きく変更する可能性が高いことから、今回の申請案では、平成2

4年度の1年間を算定期間としている。

具体的には、平成22年度の接続会計における一般第一種指定設備の費用をベースに、昨年度の算定と同様、フレッツ光ネクストのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成24年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費用の算定等を行っているところ、その結果は以下のとおりでございます。

下の表にありますとおり、いずれの機能、東西ともに接続料は減少しているところがございます。中継局接続機能のNTT西につきましては、28%ということで大幅に減少しているところがございます。

次のページでございます。接続料の算定でございます。接続料原価の算定フローにつきましては、昨年度の算定と同様、2つのフローがございます。1つがコストを算定するフロー、もう一つがそのコストを機能に配賦するフローでございます。

まず、最初の設備別コストの算定でございますけれども、平成22年度接続会計における費用をベースに、平成24年度までの取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で予算・算定をいたしております。今回の算定では、平成22年度の設備量の実績値をもとに、フレッツ光ネクストのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて設備増設を予測することで、平成24年度の取得固定資産価額を算出しているところがございます。その結果、平成24年度における各設備別のコストは、以下の表のとおりでございます。

Step 2でございますが、コストを配賦するというプロセスでございます。中継ルータ・伝送路・SIPサーバの3設備以外の設備に係るコストにつきましては、昨年度の算定と同様、以下のとおり関係する機能に直課をいたしております。

中継ルータと伝送路のコストの配賦でございますが、昨年同様、ポート実績トラヒック比による配賦を行っております。「ポート実績トラヒック比」は、各エッジ設備における中継ルータ向けポートに着目し、平成22年度の1年間における当該ポートを通過する全パケットを集計し、各ポートにおける実際のトラヒックに基づき、配賦の比率を算定するものでございます。

またさらに、このポート実績トラヒック比により配賦を行うに当たりましては、既存のネットワークと異なるNGNの特徴を考慮いたしまして、QoSの有無・程度の加味及び帯域換算係数の採用という措置を講じているところがございます。

QoSにつきましては、通信品質を確保するために要求した帯域に上乘せした帯域を確保しておりますので、当該上乘せ帯域を含めてトラヒックを観念して費用配賦を行う

ものでございます。

また、帯域換算係数につきましては、一般的にIP系の装置価格につきましては、スケールメリットが働くということに着目いたしまして、帯域当たりの費用を低減させたコスト算定を行うものでございます。具体的には、帯域比では1：100であるものがポート単価比では1：7.4となるように設定しております。

今、申し上げた上記ア・イに基づきまして、中継ルータと伝送路のコストにつきましては、エッジ設備ごとに以下の計算式により「換算後ポート実績トラフィック」を算定いたしまして、エッジ設備全体の当該換算後ポート実績トラフィックを求めた上で、これに対する比率を用いて関係する機能に配賦しているところでございます。式はその四角の中の式でございます。

なお、NTT東西においては、平成23年度より、順次地域IP網のトラフィックのNGNへのルート変更を開始しております。このルート変更も踏まえた予測を行っているところでございます。以上を踏まえた結果が以下の表のとおりでございます。

続きまして、SIPサーバのコストの配賦でございます。平成22年度の通信実績からひかり電話の増加等を踏まえまして予測した平成24年度におけるSIPサーバを用いるサービス別の通信回数を設定し、当該通信回数比により、SIPサーバのコストを関係する機能に配賦しております。その結果は以下の表のとおりでございます。

最後に、ひかり電話網のコストの関係する機能への配賦でございますが、平成22年度の通信実績からひかり電話の増加等を踏まえて予測した通信回数及び通信時間を用いまして、昨年度の算定と同様、未アンバンドル機能とIGS接続機能に配賦しているということでございます。

以上まとめますと、アンバンドル機能ごとの接続料原価は以下の表のとおりとなるものでございます。その上で、次のページでございますけれども、具体的な接続料の算定でございます。今求められた接続料原価につきましては、各機能ごとの需要で除して算定されるということとなります。各機能の需要につきましては、その下、①、②、③のとおりでございます。その需要を使って除した結果が下の表のとおりでございます。

それから、イーサネット接続機能に係る接続料の改定でございます。平成24年度接続料につきましては、他のNGN機能と同様に1年間の将来原価により算定いたしております。具体的には、平成22年度の接続会計における一般第一種指定設備の必要をベースに、昨年度の算定と同様、NGNイーサネットの需要及び提供エリアの拡大を踏ま

えて予測いたしました平成24年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費用の算定等を行っており、以下のような階梯（①～④）別に設定しているところでございます。

これにつきましては、例えば、県POIにおいて接続を行う場合に、①から④までの階梯すべての接続料が適用される一方で、MA-POIにおいて接続を行う場合には、①、②、④の各階梯の品目別の接続料が適用されるというものでございます。

なお、基本機能であります本機能の利用に当たっては、接続事業者から要望があった時点で、NTT東西においてシステム改修を行う必要がございます。ただし、当該費用はPVCタイプを利用する接続事業者間において負担する予定でございますので、その負担額につきましては、具体的な接続要望を踏まえたシステム改修の詳細等が決まった時点で設定をする予定でございます。

続きまして、接続料原価の算定フローでございます。次のページでございます。平成22年度の接続会計におけるNGNイーサネットに係る設備の費用をベースといたしまして、昨年度の算定と同様、イーサネットサービスのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成24年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費用の算定等を行っております。

NGNイーサネットを構成する設備のうち、収容スイッチ、中継スイッチ、ゲートウェイスイッチ、局内メディアコンバータに係るコストにつきましては、関係する階梯別コストに直課をいたしております。他方、伝送路のコストにつきましては、関係する階梯別コストに配賦を行っております。以上まとめまして、階梯別のコストごとの接続料原価は下の表のとおりでございます。

次に、接続料の算定に当たりまして、MA内設備及び県内中継設備における各種の換算についてご説明申し上げます。イーサネットの接続料は、（1）で算定した階梯ごとの接続料原価を、各階梯ごとの需要で除して算定することとなります。今回の申請案でも、MA内設備及び県内中継設備の需要につきましては、各措置を講じていることとしております。

まず最初、1）ですが、PVC換算係数につきましては、アクセス回線からPOIまでの全区間で契約帯域と同帯域のネットワークを使用するPVCに比べまして、網内折り返しが可能となるCUGにつきましては、契約帯域に対するネットワークの使用帯域が小さい点に着目し算定を行うものでございます。具体的には、CUGの契約帯域にP

VC換算係数を掛けて需要の算出に用いております。下の表の数字でございます。

それから、帯域換算係数についてでございますけれども、これは先ほどイーサネット以外の接続機能のところでもご説明したとおりでございます。説明は割愛いたします。

通減的な料金体系につきましては、単位帯域当たりの料金を求めた上で、帯域換算に用いた係数を乗じることによりまして、通減的な料金設定を行うものでございます。これによりますと、例えば100メガの接続料は10メガに対して約2.7倍の接続料となるという操作を行っております。

また、バルク型料金体系でございますが、帯域換算係数と同様の考え方によりまして、事業者ごとに利用している回線を個別にとらずに、各回線に係る帯域を合算して接続料を算定・適用するものでございます。なお、スケールメリットが働くのは同一の設備を利用する場合に限られるということでございますので、合算する回線は同一MAないし同一県内の回線に限定いたしております。これによりますと、例えば1事業者が同一MA内で50・70・80メガの3回線を使用するとした場合、合算した200メガの帯域に相当する料金が適用されるということになります。

最後に、具体的な接続料算定でございます。アクセス回線につきましては、回線ごとに設定いたします。局内メディアコンバータ等のコストを総アクセス回線数で除し、加入光ファイバ接続料を加算して算定しております。MA内設備につきましては、通信速度品目ごとに設定いたしております。MA内設備の単位帯域当たり料金に各品目の換算後帯域を乗じまして算定しております。

同じく3) 県内中継設備につきましても、単位帯域当たり料金に各品目の換算後帯域を乗じて算定をしております。ゲートウェイスイッチにつきましては、装置ごとに設定をいたしております。ゲートウェイスイッチのコストをゲートウェイスイッチ台数で除して算定するというものでございます。今申し上げた算定方式に基づきまして算定したものが以下のとおりでございます。アクセス回線、ゲートウェイスイッチにつきましては、接続料が下の四角で計算されております。他方、MA内設備、県内中継設備につきましては、単位料金を算定の後、換算後、帯域を乗ずるという形で、一番下の表のような接続料になっているところでございます。

審査の結果でございますけれども、これは2項目め、16項目め、18項目め、いずれも「適」ということでございます。

最後に、スタックテストについて、参考資料に基づきましてご説明申し上げたいと思

います。NGNでアンバンドルする機能におきましては、新規に接続料が設定される機能であることや将来原価方式で算定されること等から、接続料の妥当性を多角的に検証する必要性が高いため、「フレッツ光ネクスト」、「ひかり電話」、「ビジネスイーサワイド」の3区分をスタックテストとして実施することが適当とされております。

また、これらに加えて、NTT東日本において平成23年6月より、西におきましては平成24年1月より、新たに「フレッツ光ライト」の提供が開始されております。これらを踏まえまして、総務省が実施するスタックテストの対象サービスといたしまして、「フレッツ光ネクスト」、「フレッツ光ライト」、「ひかり電話」及び「ビジネスイーサワイド」の4区分とされているところでございます。

検証の結果でございます。次のページをおめくりいただければと思いますが、NTT東日本、西日本、いずれも各区分、並びに各サービスメニュー、いずれもスタックテストの要件を満たしていると認められるという結果でございます。

検証結果に対する総務省の考え方といたしましては、4区分ともに営業費相当分は基準値を上回っており、かつ、すべてのサービスメニューにおいて利用者料金が接続料を上回っており、接続料が不適正であるとは認められないという整理にしております。

説明は以上でございます。

○根岸部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞご質問、ご意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましても、議事規則に従いまして、諮問された内容を報道発表するほか、意見募集を行うことといたします。本件についての意見招請も規定どおり2回ということで、先ほどの議題と関連していることを踏まえまして、先ほどの議題と同じく、1回目の招請期間は2月15日まで。2回目の意見招請を行いましてから、接続委員会において調査・検討いただきまして、最終的にこの部会で答申をまとめた。こういうことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○根岸部会長　　ありがとうございます。では、そのように決定したいと思います。

以上で、本日の審議は終了いたしました。

委員の皆様、あるいは事務局から何かございましたら、よろしいですか。

○根岸部会長　　それでは、本日の会議を終了いたします。

次回につきましては、別途確定次第、事務局から連絡があるということでございます。
どうもありがとうございました。

閉 会